



ご挨拶

建築基本法制定準備会会長 神田 順

私どもの建築基本法制定準備会も、昨年 8 月に発足してまもなく 1 年を迎えようとしています。この間、幹事会を中心に、具体的な基本法の案について精力的に議論を進めております。4 月の総会では、会員間の意見交換の場をより多くもつことや、一般の方々にも理解頂き、基本法の意義を共有できるように心がけたいということから、ウェブサイトだけでなく、会の活動を伝えるためのニュースレターを発刊することに致しました。手作りの会ですが、パネル討論の企画など工夫しながら、充実した活動の場を展開してまいりたいと思います。建築のあるべき方向へ向けて、法律体系見直しのための建築基本法に結実させるべく、皆様のご協力をお願い申し上げます。

建築基本法制定準備会パネルディスカッション「建築関連法の何処がいけないのか」の要旨

基本法制定準備会の標記パネルディスカッションが東京工業大学の百年記念館にて 39 名の参加者を得て 6 月 22 日（火）に開催された。パネリストは、稲垣道子（都市計画コンサルタント）、楠川邦輔（構造設計者/確認検査補助員）、佐竹克也（構造設計者）、西一治（建築家）の 4 名、進行は高山、黒木が担当した。

最初に神田会長より、総会において議論してきたものの、自由に話ができていないので、いろいろな問題がある中で参加者が大事だと思ふことを自由に話すことで基本法の展望につながればよい、との主旨説明があった。その後、パネリストから問題提起をして頂いた後、討論をおこなった。

佐竹は、建築確認や竣工検査が消費者にとってどういうメリットがあるのか、何の役にたつのかを分かりやすく伝えることが必要。設計者がなにもやってくれないから、消費者は日弁連に駆け込む。消費者を巻き込んだ運動にしていけたらと思う。

西は、法律で規定されている数値、例えば開口部は床面積のなぜ 1/7 なのか、窓の高さと隣地境界との距離、換気の規定などよく分からない計算式や数値が多い。法律で決められるとそれ以上考えなくなる。光と風は建築家と施主が考えて作っていけばいい。

楠川は、建築基準法の一部を改正する法律が 7/1 から施行されるので、法文を読んでみたがちっとも読めないし、理念も感じられない。基本法という考えに賛成で、一級建築士制度も検討してもらいたい。制度（システム）をうまくつくることで信用を得られれば自由度も出てくる。

稲垣は、基準法が膨大になりすぎていること、いろいろな立場の視点で作られており、理念がない。技術

が発達し、ニーズも多様な時代に専門家が役割を果たすには法律ではない新しい形が必要。単体規定と集合規定に関連して、できあがった町がよくない。また違反建築も多く、それが当たり前という意識は問題。

矢野は、現在の建築は機械・電気設備をフルに使い、建築の主要な機能を支えている。エレベータが震度 4 で止まれば階段だけとなり、ハンディのある人は移動できない。基本法を考える際には国交省管轄外の事項も含まれた形が望ましい。

資格制度に関して、矢野は、それは人間の問題とし、第三者機関のチェック制度を作るのか、ピアチェックを選ぶのか、1 つのシステムだけでなく、いくつかの選択肢から選べるようにすべき。楠川は確認申請に構造設計者の氏名を記入するところがない、佐竹は構造設計者が下請けではなく意匠設計者と対等となるように建築士法を改正すべきとの意見。

違反建築に関して、稲垣は民間確認機関でシステムが保障されているのか、検査済証をとった後で変更することも多い。法が何を守ろうとしているのかが怪しくなっている。大越が一番怖いのは発注者が安全に対して無頓着なこと。現状を国民に知らせて意見を聞いてみては。誰のために議論をしているのかを明確に。一方、西は、法で決められていることが本当に必要なのか、必要ないことが多いから違反があるのでは。

それに対し、加藤は基準法が甘いから違反が多い。アメリカのように許可制にして取り締まれば良い。現状をご破算にしてきちんと整理することは賛成。建築基本法ではなく、建築法が必要では。矢野は基本法を六法と同格に位置づけ、その下に基準法をもってくるものと考えている。大越は、現在の基準法は民法の第 9

節が根拠となっているとの説明。

以下は、参加者からの主な意見。

- ・構造技術者からの参加・意見が多い。若い人の参加が少ない。
- ・安全は誰が守るのか、が基本的問題。専門家が市民に話しかけていくことが大事。
- ・簡単な建物は確認制度で監督し、そうでないものは違うシステムを選ぶというように選択の幅があるのが良い。
- ・ローンを払い終わるころ資産価値が 0 になるような建築をつくったのは誰なのか。
- ・安全については素人にはわからない。消費者は愚かなものとみなしてもらふ権利がある。欠陥建築が多い現状で、建築士に任せろ、というのは消費者からは考えられない。
- ・法律では決められる範囲だけにして、あとは学会のスタンダードを使うのがよい。
- ・基本法をつくったらどう良くなるのかを明示すべき。基本法は行政に何を命令したいのかを丹念に議論する必要あり。

- ・集団規定は社会規定、単体規定は技術規定。両者をごちゃ混ぜにしているのが良くない。
- ・耐震補強する際に図面などが残っていないことが多い。登録する仕組みをつくって、登録すれば保険料を安くするなどの仕組みの導入。
- ・技術規定の細かい部分は技術者に任せるべき。問題が発生したときの罰則についてはきちんと取り締まる。
- ・台湾では建物が壊れて逮捕者がでていいる。なぜ阪神大震災では責任の追及がなかったのか。
- ・明治以前は、棟梁が自分のプライドと職業倫理に基づいて仕事をしていた。専門家が信頼されるようにしたい。
- ・法改正で、良かったこと、悪かったことについて調査をすべき。

最後に神田会長から、現場的な話もあったし、本質的なことに関する意見もあった。簡単に答えがでるものではないが、今後のアクションに繋げていきたい。なお、PDの詳細はホームページに掲載しています。

(文責：高山峯夫)

事務局からのお知らせ

・ランチ懇談会のご案内

今年も建築学会大会(北海道)の会場でランチ懇談会を開催します。昼食をとりながら意見交換、懇親を通して建築基本法のあり方を語り合ひましょう。

日時：2004年8月31日(火)11時45分～13時00分

場所：工学部 A-102 号室(詳細は後日、参加申し込みの方にお知らせします)

尚、40名分の昼食(弁当・飲み物)を有料(1000円)で用意しております。昼食ご希望の方は、下記申し込み内容を記載の上、FAX(03-3289-0352)または e-mail(member@kihonho.jp)へお申し込みください。昼食は先着40名で打ち切らせていただきますので、早めにお申し込み下さい。受付結果と会場案内を8月25日(水)までにご連絡いたします。

FAX 03-3289-0352 事務局 水津行き

8月31日のランチ懇談会の参加を申し込みます。

昼食 (要 ・ 不要) を付けて下さい。

お名前 _____ FAX _____

・パンフレット

当会のパンフレットを新しくしました。より多くの会員を増やし議論し建築基本法を原案を作る運動をしましょう。ホームページ(<http://www.kihonho.jp>)に掲載しましたので、ご利用されてお仲間を誘って下さい。また、より多くの方のご理解とご支援をいただくために、サポータのお誘いもホームページに掲載しましたのでご利用下さい。